

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 リコプエンテ スクール・アカデミーと称する。

(事 務 所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を愛知県豊橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、以下に掲げることを目的とする。

- (1) 地域のスポーツクラブとして、子供から高齢者まで様々な世代のスポーツ愛好者に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動の普及及びスポーツ競技者、指導者を育成、強化する事業を行い、地域住民の心身の健全な発達及びスポーツ文化の振興を通じて地域社会への貢献に寄与すること
- (2) 障害児、障害者、その家族及び支援を必要とする人が、個々に必要な介護・医療・地域の社会資源を活用し、自立及び生活の質の向上を目指し、地域福祉の増進に寄与すること

(事 業)

- 第 4 条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
1. スポーツ教室、講演会の企画・運営・コンサルタントに関する事業
 2. スポーツ大会等のイベントの企画・運営に関する事業
 3. スポーツ選手及び指導者の育成に関する事業
 4. スポーツ施設の管理・運営に関する事業
 5. スポーツ用品等の販売に関する事業
 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉事業
 7. 社会福祉施設の運営及び介護業務
 8. 児童福祉法に基づく障害児通所支援
 9. 共同生活援助

10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員（社員）当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 二 一般会員 当法人の事業に参加するために入会した個人又は団体
- 三 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第 6 条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎月、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第 7 条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の招集請求)

第15条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 やむ得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証する書面を代表理事に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

5 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない正会員は議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の数に算入する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第20条 当法人に、理事3名以上9名以内を置く

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名以上を業務執行理事とする。

(役員選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
 - 3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

- 第25条 理事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第26条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

- 第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
- 一 事業報告書
 - 二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

- 第28条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第30条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第32条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 附 則

(定款に定めのない事項)

- 第33条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は当法人の定款に相違ありません。

令和 年 月 日

一般社団法人 リコプエンテ スクール・アカデミー

代表理事 江 口 力 也